

令和7年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月10日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 3号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 氷川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 氷川町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第19 議案第17号 令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第18号 令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

について

日程第 2 1 議案第 1 9 号 令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 6 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 7 年度氷川町一般会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 7 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 7 年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 7 年度氷川町下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである（12 名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	松 田 達 之
7 番	清 田 一 敏	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	片 山 裕 治
11 番	上 田 俊 孝	12 番	米 村 洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山 本 昭 義 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	増 永 光 幸
企画財政課長	西 村 憲 志	税 務 課 長	平 山 早 苗
町 民 課 長	坂 本 哲 也	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則120条の規定によって、11番、上田俊孝君、1番、飯田健二君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した陳情1件は、お手元に配付のとおりです。最終日に意見書の発議を行います。

次に、例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和6年第2回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、令和6年第2回会議録及び令和7年第1回会議結果の報告が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和7年1月19日から20日までの間、長崎県対馬市役所において、上田俊孝君、三浦賢治君、長尾憲二郎君が、漂着ごみ対策について自主研修をしましたので報告します。

次に、令和7年2月12日から14日まで、町長に同行していただき、全議員で愛知県名古屋市役所、安城市役所、幸田町役場において、工業団地・企業誘致をメインとした研修を行い、岐阜県羽島市のまもるんパン缶工場の視察を行いましたので報告します。

次に、長年にわたり地方自治の振興・発展に顕著な功績があったと認められた議員へ表彰状が届いておりますので、伝達を行います。

全国町村会議長会表彰並びに熊本県町村会議長会表彰に、議員在籍15年以上の表彰者として、上田俊孝君、三浦賢治君、松田達之君の3人です。それでは、上田

副議長から順次、演壇前にお進みください。

表彰状、熊本県氷川町、上田俊孝殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。

○11番（上田俊孝君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 表彰状、八代郡氷川町議会副議長、上田俊孝殿。あなたは多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よってここにこれを表します。令和7年2月21日、熊本県町村議会議長会会長、上田孝。

おめでとうございます。

○11番（上田俊孝君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 三浦議員。

表彰状、熊本県氷川町、三浦賢治君。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。

○8番（三浦賢治君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 三浦議員、もう一つあります。

表彰状、八代郡氷川町議会議員、三浦賢治殿。あなたは多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よってここにこれを表します。令和7年2月21日、熊本県町村議会議長会会長、上田隆。

おめでとうございます。

○8番（三浦賢治君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 松田議員。

表彰状、熊本県氷川町、松田達之殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。

○6番（松田達之君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 表彰状、八代郡氷川町議会議員、松田達之殿。あなたは多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よってここにこれを表します。令和7年2月21日、熊本県町村議会議長会会長、上田孝。

おめでとうございます。

○6番（松田達之君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） ここで、上田俊孝君、三浦賢治君、松田達之君の3人で演壇よりご挨拶をお願いいたします。

上田副議長。

○11番（上田俊孝君） 皆さん、改めましておはようございます。

思い起こせば、平成19年の初当選以来、4期連続当選させてもらいました。

これはひとえに皆さま方のおかげでございます。

任期中、氷川町の発展のため、ますます頑張りたいと思いますので、皆様のご指導をよろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 三浦議員。

○8番（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

荣誉ある全国議長会の会長さんの表彰を頂きました。

これからも氷川町発展のために、精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 松田議員。

○6番（松田達之君） おはようございます。

本当に今2人のほうからお話ありがとうございましたように、本当に16年間お世話になりました。

今後、氷川町のため頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。お世話になります。

○議長（米村 洋君） このたび、表彰を受けられた3人におかれましては、誠におめでとうございます。

今後ますますのご活躍をご祈念いたします。表彰状の伝達を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

○議長（米村 洋君） 日程第4、行政報告について、町長から発言の申出がありました。これを許します。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ啓蟄を過ぎまして、春の訪れを感じる事となりました。

議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和7年第2回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の運営にあたりまして、格段のご理解とご協力を頂いておりまして、これより感謝とお礼を申し上げます。

先月12日から14日にかけてまして、議員の視察研修は、お疲れさまでございました。

私も同行させていただき、企業誘致並びに移住定住の取組を学ばせていただきましたが、企業誘致が一朝一夕にはできないこと、また、不断の努力が必要であることを実感したところであります。我が町も後発でありますけれども、先進事例に倣い、企業誘致に積極的に取り組むことの決意を新たにいたしましたところであります。

先月26日に発生をいたしました、岩手県大船渡市の山林火災におきましては、尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされました皆さま方に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。昨日、やっと鎮圧をされたという報道があっておりました。山林火災の脅威、またその対処法について、住民の生命財産を守る行政の果たす役割として、大変示唆のある出来事だったというふうに思っております。一部山林を有する我が町においても、やはりこれからはしっかり気をつけていかなければならないという出来事であったというふうに感じております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が減少しておりますものの、いまだに日々新規感染は確認されております。収束には時間がかかるようであります、これからも健康管理には、十分注意をして過ごしていかなければならないというふうに感じております。

また、物価の高騰に歯止めがかからず、私たちの暮らしに影響を及ぼしております。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した令和6年度の事業につきましては、低所得世帯支援金支給事業、子育て世帯支援事業、消費下支え事業、医

療・介護・保育・教育施設等支援事業、農林水産業支援事業、地域公共交通物流及び地域観光業等支援事業など、合わせまして19件の事業を実施をしたところであります。国・県の事業と相まって、相応の効果をえたものと感じております。

さて、令和6年度も残り3週間となりましたが、主な事業の進捗状況を報告させていただきます。

まず、産業振興の分野では、竜北地区湛水防除事業を実施しております。氷川排水機場の建築工事が現在進行いたしております。

併せまして、1号導水路の工事も再開をされたところであります。

基幹水利施設であります氷川大堰の改修が完了いたしました。安定した農業用水の供給が確保されているところであります。

農業基盤整備事業では、島地・鹿島地区排水路改修工事が完了いたしました。

若洲排水機場更新事業では、測量実施設計及び土質調査を不知火干拓地区再整備事業では、パイプラインの更新工事、排水路及び農道の整備に向けた環境調査と測量設計業務を、砂川排水機場更新事業では、下部工を実施いたしております。

農道馬原1号線道路改良事業は、測量・設計業務が完了いたしました。

物価高騰対策事業支援として、施設園芸、工芸作物の燃油価格高騰への補助並びに酪農飼料及び畳表経糸価格高騰への補助を実施したところであります。

吉野梨自然災害等秋季防除支援事業による農薬の補助、セーフティーネット資金利子補給及び住民税の減税を実施いたしております。

商工業振興対策といたしまして、プレミアム付き商品券のプレミアム率を20パーセントに引上げて発行いたしました。相当反響があり1日半で完売をしたということで、今後の対応につきましても、考えていかなければならないと感じております。

創業支援・事業所等整備促進事業が5件ございました。

住宅リフォーム促進事業につきましても、35件の利用がっております。

若手後継者等育成事業、特産委員販路開拓事業並びに街路灯維持修繕費補助事業を継続して実施をいたしました。

立神峡公園の公衆トイレの改修が完了するとともに、竜北公園芝生広場への遊具の設置が完了したところであります。

ぜひ、それぞれ町民の皆さん方に、ご利用頂きたいというふうに感じております。

保健福祉の分野では、3歳未満児の保育料を無償化するとともに、3歳未満児の子育てに係る経済的負担を軽減するため、子育て支援臨時給付金、出産・子育て応援給付金、保育所給食材料費補助金を継続して実施をいたしました。

高校生までの医療費無償化及び病児・病後児保育事業、障がい児保育事業はじめ、健やか赤ちゃん出産祝い金事業を継続して実施をいたしております。子育て世帯の支援に繋がっているものと感じております。

宮原福祉センター内に子ども家庭センターを設置いたしました。約1年が経とうとしておりますけれども、家庭訪問、それから関係機関からの照会、子育ての相談、会議や研修会への参加など延べ107件の対応をしたところであります。子どもの虐待及び悩みをお持ちの家庭の方々の相談には、十分なっているものというふうに思っております。

高齢者福祉対策として、福祉タクシー利用料金支援事業、食の自立支援事業、介護サービス事業及び町内全地区において、いきいきサロン事業を実施いたしております。特に、いきいきサロン事業につきましても、今日お見えの民生児童委員の皆さま方、あるいは地区の区長さん方には大変お世話になっております。今後ともどうぞよろし

くお願いいたします。

教育振興の分野では、学校給食共同調理場規模拡大改修工事が完了をいたしました。物価高騰に対応するため、小・中学校給食材料費を補助いたしております。このことによりまして、保護者の負担を増やさずに、給食の質を確保しているところであります。

宮原小学校の廊下の研磨が全て終了いたしました。2年間かけて行ったところであります。

中学生の実用英語技能検定費用補助事業では3年生の9割が受験をしております。うち3級以上の試験に55.4パーセントが合格を果たしておりまして、これは、県の平均よりもあるいは全国の平均よりもはるかに高い率を示しておりまして、この事業が役立っていることを実感しているところであります。

二十歳の集いを初めて午後を開催をいたしました。参加者からは好評を得ておりますので、来年度以降も同様の形態で開催をしていきたいと考えております。

熊本県の夢チャレンジ事業を活用して、ペルーへ移住し、実業家として成功を収められた平岡カルロス千代照氏の生涯を描いた絵本「あきらめなければ夢はかなう」を作成をいたしました。既に出来上がっております。今後この絵本を通して、子どもたちに夢と希望を与えていきたいと思っております。

生活環境の分野では、氷川警察署跡地にPFI事業を活用した公共供給型優良賃貸住宅建築事業を今進めております。本年度は解体工事が完了をいたしました。また、施工業者の公募を今行っているところであります。

地区内の道路及び排水路整備事業では、梶地区の旧国道2号線道路改良工事、今地区の室谷川河川改修工事、笹尾地区の笹尾地区排水路改修工事、北野津地区の早津南部集会所線道路側溝工事、中網道地区の中網道西網道線道路改良工事、西部小学校通学路の河原鹿島西網道線道路改良工事など、19か所の工事を実施したところであります。ほぼ完了いたしております。どうぞそれぞれの地域で、ご確認を頂ければと思います。

防犯カメラを本年度4基増設いたしました。現在、14基を運用しておりまして、地域及び通学路の見守りと犯罪の抑止に役立っております。

宇城・氷川スマートインターの利用台数が1日平均2,500台を超え年々増加をいたしております。

また、アクセス道路通過台数も1日7,000台近く通過をいたしておりまして、こちらも年々利用が増えております。

なお、アクセス道路の県道昇格につきましては、議会とともに熊本県へ強く要望しているところであります。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入事業は、宮原中継ポンプ場工事が完了したところであります。

町民の皆さま方のご協力によりまして、ごみの減量化が進んでおります。ゼロカーボンシティの実現に向け、さらなる生ごみの減量化と資源ごみの分別収集へ、更にご協力を頂きたいと思っております。

消防団員の定数の見直しを昨年度から2年間かけて段階的に実施をしてまいりました。来年度からの定数を480名と定め、本定例会に条例改正案を提案しているところであります。

行政運営の分野では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、自治体DXを推進いたしております。証明書等のコンビニ交付、セルフレジの導入による役場窓口

のキャッシュレス化、公共施設予約のオンライン化、行政手続のオンライン化並びに電子決裁による行政事務のペーパーレス化が実現をしたところであります。

博報堂プロダクツとの連携協定に基づき、国の地域活性化起業人制度及び地域力創造アドバイザー制度を活用し、7つのテーマごとにタスクホースを立ち上げ、職員とともに地域課題解決に向けた研究、協議を行っております。

それぞれから提案を頂いております。今後はその提案に基づいた内容を、実現するべく、これからも作業を進めていきたいと思っております。

ふるさと納税につきましても、寄附件数は昨年より減少しておりますものの、寄附額は増加をいたしております。一般財源の確保に大変役立っているところであります。本年2月末現在で寄附件数51,331件、寄附金額8億2,789万円の実績であります。

以上のとおり、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆さま方をはじめ、関係機関のご協力のもと、職員全員が一丸となって職務を遂行し、精励したことによりまして、相応の効果を得る行政運営ができたと感じております。以上、令和6年度の行政報告といたします。

○議長（米村 洋君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 氷川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 14号 | 氷川町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 15号 | 氷川町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 16号 | 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第 19 | 議案第 17号 | 令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |

日程第 2 0 議案第 1 8 号 令和 6 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 1 議案第 1 9 号 令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 6 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 7 年度氷川町一般会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 7 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 7 年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 7 年度氷川町下水道事業会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第 5、議案第 3 号、氷川町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 2 7、議案第 2 5 号、令和 7 年度氷川町下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それでは、令和 7 年度施政方針並びに今定例会の提案理由の説明を行わせていただきます。

政府は、昨年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 4」において、我が国経済は、デフレから脱却し、成長型経済を実現させる千載一遇のチャンスと捉えているといたしております。

また、社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現に向けて、豊かさを実感できる、所得増加及び賃上げ定着、豊かさを支える中堅・中小企業の活性化、投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応、スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応、幸せを実感できる包括社会の実現、持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応、防災減災及び国土強靱化への推進を掲げております。

これを踏まえて、令和 7 年度の予算要求の基本方針としては、年金・医療等社会保障費は、高齢化等に伴う自然増を加算した範囲内、地方交付税交付金は、新経済・財政再生計画との整合性に留意、義務的経費については前年度予算の範囲内、その他の経費については、前年度当初予算の 9 0 パーセント以内の額で要求できることとされております。

また、基本方針 2 0 2 4 及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2 0 2 4 改革版を踏まえた重要な政策については、重要政策推進枠を措置することとされております。

熊本県においては、平成 2 8 年の熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和 2 年 7 月豪雨災害の 3 つの課題への取組を最優先としてきた一方で、中期的な財政収支の試算で、令和 7 年度の財政不足額を 1 4 億円と見込んでいたところ、公共施設等の老朽化対策の推進や物価高騰に伴う光熱費の増加による施設の維持管理経費の増加などを背景に、令和 7 年度当初予算の大まかな収支予算の見通しでは、財源対策を行った上でもなお 2 0 数億円の不足が見込まれるとの試算が出されております。

令和 7 年度予算につきましては、くまもと新時代共創基本方針のもと、熊本の更なる発展につながる必要不可欠な取り組みを推進するとともに、将来の県債償還の増加を見据え、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定の上、歳入歳出の見直しを

徹底するとされております。

さて、本町の令和5年度一般会計決算による実質収支は3億8,385万2,000円、繰越金や積立金を取崩した額を含めた実質単年度収支は1億1,905万5,000円の赤字となり、経常収支比率は99.9パーセントと前年度に比べて0.4ポイント上昇をいたしました。

更には、今後数年間は公債費が9億円を超える状態が続くことが予想され、公債費への一般財源の充当を要因として経常収支比率は高い水準で推移することが見込まれております。

また、令和5年度末における財政調整基金残額は14億2,046万1,000円で、前年度と比較して約3万円増加しているものの、財政調整基金を取り崩さなければ予算編成ができない状況は依然として続いておりまして、一般財源歳出の抑制が急務となっております。

そこで、令和7年度一般会計予算の編成方針として、新型コロナウイルス感染症の残る課題への対応を行うとともに、原油・原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰の影響により各種費用が上昇していることに加え、令和7年度以降も県営湛水防除事業、下水道宮原処理区流域編入事業、優良賃貸住宅整備事業、企業誘致事業、クリーンセンター解体事業など、大きな財政需要が見込まれております。重要な事業には必要な財源を確保する一方で、事業規模の精査を行うことで歳出抑制を図り、その他の事業においては、行政評価等の活用による事務事業の見直しを積極的に行い、財政の健全化及び持続可能な行政運営に向けて、職員一人ひとりが町財政の厳しい状況について共通の認識に立った上で、思い切った合理化、効率化などを行うなど、これまで以上に徹底したコスト意識のもとメリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比0.8パーセント増の総額79億6,166万5,000円といたしました。

歳入では、国県支出金、諸収入の増加を見込み、財源確保のために財政調整基金から必要な繰入れを行ったところであります。

歳出では、議会費、総務費、民生費、教育費を増額予算とし、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び公債費は減額予算といたしました。

氷川町が誕生して20年の節目の年を迎えております。激変する社会情勢を的確に捉え、持続可能な基礎自治体としての方向性を示す大切な時期を迎えております。

令和7年度は、人口減少の克服と地域産業の活性化に向けた新たな挑戦と位置づけ、住民生活を最優先に考える多様性のある視点と、財政健全化を見据えた徹底した行財政改革に取り組むとともに、国が掲げるデジタル化社会と地方創生理念を念頭に置き、人口減少、少子高齢化、地域産業の活性化及び企業誘致に向けた積極的な行政運営を図るべく、氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力を頂き、町民の皆さん方と協働しながら、小さな町で大きな幸せを実感できる田園都市・氷川町の実現に向け、堅実かつ積極的な町政運営を行ってまいりますので、一層のご支援ご協力をお願いいたします。

まず1点目に、魅力あふれる産業の振興を図ってまいります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業・商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策としては、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

農地集積加速化事業については、既に農事組合法人として設立した6法人の経営安

定に向けた支援を行います。農地課と農業委員会並びに最適正化推進委員の皆さまと連携し、熊本県中間管理機構を活用した農地の集積を積極的に推進いたします。

農道馬原1号線改良工事では、本年度、用地買収を行います。

い業機械再生支援事業も継続して実施することとし、イ業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ってまいります。

あわせて、第3次昼表経糸価格高騰対策事業も継続して実施をいたします。

い業の生産につきましては、現在開催されております県議会におきまして、い業の推進に関わる条例の制定が見込まれております。

その中に生産者あるいは市町村あるいは県の役割がきちんと明記をされておりました、条例に従ったそれぞれの対応を我が町も行っていきたくて思っております。

第4次物価高騰対策事業として、施設園芸及び工芸作物燃油代の一部補助並びに酪農飼料の一部助成を継続して実施をしております。

農業次世代人材投資事業及び有害鳥獣被害対策事業の国・県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援及び鳥獣被害の抑制を図ります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、これまでどおり8つの事業を推進したいと思っております。

スマート農業普及促進事業及び農業用水浄化装置普及促進事業は、町単独事業として個別に今後も支援をしております。

継続事業といたしまして、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化事業、農産物輸出促進事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状況調査等の農業委員会の機能の充実を図ってまいります。

そういうことによりまして、耕作放棄地等々の対応をきちんとそれぞれの地域でできることかなと考えております。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的とした農業収入安定化事業におきましては、これまでどおり、施設共済保険と収入保険の2本柱で支援を行います。

水産基盤整備交付金事業では、アサリ稚貝の育成、ハマグリ母貝放流及び漁場の耕うんを継続して実施いたします。

森林環境譲与税を活用した町内の森林現況調査を実施いたしております。ほぼ調査は完了したのかなと思っておりますけれども、残りの部分を、しっかり調査をした上で、今後の森林対策に政策を進めていきたいと考えております。

農業基盤整備促進事業として、経営事業によります、砂川排水機場の下部工及びポンプ・電気設備の製作、若洲・不知火地区土地改良事業では、排水機場の実施設計、パイプラインの更新及び用排水路の実施設計、竜北地区の県営湛水防除水湛水防除事業につきましては、排水機場の上屋工、ポンプの整備、電気設備、除塵設備の設置を行うとともに、1号導水路の整備を継続して実施をしております。

多面的機能支払い交付金事業におきましては、30地区で取り組まれておりますが、農村環境の保全と改善に向けた取組を氷川町土地改良区と連携して実施をしております。

商工業振興策といたしましては、継続して創業支援・事業所等整備促進事業を推進し、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具の更新について支援を継続してまいります。

同じく継続事業として、若手後継者や創業予定者の経営能力の向上に向けたソフト面の支援を行うとともに、さまざまな相談業務にも商工会とともに受けて、今後の事業に生かしていきたいというふうに思っております。

住宅リフォーム促進事業を継続して実施することとしております。

このことによりまして、中小建設業者及び空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興に繋がるものと思っております。

ネット通販販売拡大事業、地域資源活用特産品開発・販路拡大事業を販売戦略商工会補助金として位置づけ、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新を支援してまいります。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましては、昨年20パーセントのプレミアムをつけました。今年度も同様に20パーセントのプレミアムを付けた上で、発行枚数を増加して提供してまいりたいと思っております。

このことによりまして、町内における購買力の向上が図られるものと思っております。

企業誘致活動につきましては、農地保全との均衡を図りつつ、中小規模の企業の誘致を目指して、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく氷川町導入計画を策定し、県知事の同意を得るとともに、専任職員を配置して積極的に企業誘致活動を展開してまいります。

道の駅竜北、竜北公園、宮原まちづくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーが相互に連携をとりながら、その活用を図ることとしております。特に、宮原まちづくり酒屋につきましては、民間事業者への公募を行い、その有効活用を図ってまいります。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても、参加者増加へ工夫を行い、実施をするとともに、町外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化を図ってまいります。

2点目に、地域でいきいきと暮らせる保健福祉のまちづくりであります。

生活安定は健康づくりという視点から、疾病の早期発見、早期治療を促進し、町民の皆さんの健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防、検診事業及び健診相談、保健指導、食生活改善指導を更に強化推進してまいります。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援事業を継続し、交通手段が乏しい高齢者及び障害者の皆さん方を支援してまいります。

病児・病後児保育が八代北部地域医療センターを事業主体として実施させされております。今後も自治体として積極的に支援をしてまいります。

八代市・市郡医師会と連携して設置をした、八代地域在宅医療・介護連携支援センターを核として、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

第9期氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者個々のニーズに応じた適切な介護保険サービスを提供いたします。

人間ドック受診費用、各種がん検診費用、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して実施してまいります。

同じく継続事業として、3歳未満児の保育料の無償化及び3歳未満児のおむつ代やミルク代などの子育てに関わる経済的負担を軽減するための、物価高騰対策子育て支援臨時交付金支給、家事・育児に不安を抱えるヤングケアラーの家庭を訪問し、家庭支援を行う、子育て世帯訪問支援事業を継続して実施いたします。

子育て及び定住促進対策として、現在の高校生までの医療費の無料化、産前産後ホームヘルプサービス、すこやか赤ちゃん出産祝い金事業を継続して実施するとともに、保健師を中心とした氷川町子育て世代包括支援センターを充実させ、子育て世帯の支援を更に強化してまいります。

また、昨年度設置した子ども家庭センターを拠点に、子どもの虐待及び悩み相談に対応してまいります。

高齢者及び障がい者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障がい者住宅改造助成事業の継続事業をはじめ、障がい者総合支援法に基づくさまざまな支援事業を実施するとともに、就労支援など、自立支援にも取り組んでまいります。特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で開催をされております。

高齢者のみならず、地域の各年代層の方々が関わりを持てる機会をつくり、地域ぐるみで高齢者を見守る環境ができていけばなあというふうに考えております。

氷川町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、社会福祉協議会と民間施設の役割分担を図り、氷川町に適応した社会福祉協議会の独自の地域で支える介護・福祉の環境づくりを進めてまいります。

3点目に人を育む魅力ある教育の振興でございます。

学校給食共同調理場規模拡大工事が完了いたしましたので、来年度、2学期からの氷川中学校の給食統合に向け環境を整備してまいります。現在、物価高騰に対する給食食材費の補助を実施しておりますが、令和8年度から国が実施する小学校給食無償化に合わせて、中学校の給食の無償化も町単独で実施したいと考えておりまして、今年度その準備を進めてまいります。

新規事業として、宮原小学校給食棟解体工事並びに竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事を施工いたします。

氷川町文化センター内に設置した教育支援センターの活用による、不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校、学校復帰を支援してまいります。

中学生の英語検定受験助成事業を継続して実施し、日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定費用の全部及び一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ります。

資格の取得のみならず、英語に対して、それぞれ子どもたちが興味を持ってくれる、あるいは関心を持ってくれることが大切かなというふうに思っておりまして、この事業は継続して実施をしてまいります。

小・中学校に導入したICT機器、電子黒板、タブレット等の更新を行うとともに、ICT支援員2名を配置し、学習支援を行うことで、学力の向上を図ってまいります。継続して教職員OBを指導主事として配置し、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導への指導助言を行うとともに、本町教育の特色でありますコミュニティスクールの取組を更に強化してまいります。

全小・中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業も継続して取り組んでまいります。

特に要支援児童生徒支援員につきましては、5校合わせて14名体制で支援をしてまいります。

小学校の部活動が社会体育に移行して7年が経過をいたしました。今後も円滑な活動が図れるよう、指導者の育成及び支援を行うとともに、中学校の部活動の地域移行も今進めております。モデルで1ケースは令和6年度に行いました。今後、中学校の部活動もそれぞれ地域活動に移行するということでございまして、しっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

幼児期における質の高い保育教育を支援するための子ども・子育て支援事業計画及

び新次世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行し、全ての子どもと子育て世代が安心・安全・健康に暮らせる町を目指してまいります。

八代図書館も多くの町民の皆さま方にご利用頂いておりますが、今後も蔵書数を増やすとともに、本施設を中核とした学校図書との連携を図りながら、積極的に図書活動を推進してまいります。

八代郡スポーツ協会と氷川町スポーツ協会を一元化することといたしております。これまで二つの協会がございました。一元化して、それから、県の事業・町の事業も一元化したスポーツ協会に対応していきたいと考えております。

また、氷川町文化協会との支援も組織の強化、あるいは会員の拡大を目指して、それぞれの協会が独自の運営ができるように後押しをしてまいりたいというふうに思っております。

4点目は、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等への費用助成を行うとともに、住宅用新エネルギー等導入促進事業については、助成内容を見直すとともに、合併浄化槽設置助成事業を継続して実施をしてまいります。

八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理が昨年からは開始をいたしました。町民の皆さん方のご協力によりまして、円滑な運営ができています。今後も、生ごみの減量化を目指した電気式生ごみ処理機及びコンポスト導入助成は継続して実施をし、ゼロカーボンシティ理念の普及を図り、ごみの減量化と資源ごみの回収に努めてまいります。

海洋環境を保全するとともに、河川環境保全への波及を目指して、海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収処理事業を県とともに実施をしてまいります。

防災・防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて一部見直した氷川町地域防災計画に基づく、対応を徹底するとともに、熊本県が公表した熊本県津波浸水想定における津波到達時間及び浸水区域の指定を踏まえ、氷川町防災マップ、地区別防災計画に基づく、総合防災訓練を実施し、地区住民の皆さん方の防災意識の醸成を図ってまいります。

防犯カメラにつきましては、防犯効・証拠能力による関係判明のツールとして効果があります。本年度も1基増設をいたします。

防災行政無線を活用し、必要な情報を適時適切に提供するとともに、災害対応資機材及び食料等の備蓄を計画的に進めてまいります。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と、地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを図ってまいります。特に消防団につきましては、消防活動資機材及び装備の整備を図るとともに、団員定数につきましては、定数480名へ変更することといたしております。うち10名は女性消防団員を確保したいというふうに思っております。まずは、役場の若手女性職員を消防団員として任命し、活動してまいりたいと思っております。

下水道事業につきましては、県営事業で進めております宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に向け、宮原浄化センターの暫定貯留施設の設置工事を県と連携して施工をいたします。

集落内の道路・河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等の国・県の事業を積極的に活用し、優先順位を付けて整備を行うことといたしております。

町が管理する既設の橋梁につきましても、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけて改良工事を実施してまいります。

氷川警察署跡地にPFI事業を活用した公共供給型優良賃貸住宅建設事業につきましては、公募いたしました、それぞれの業者を選定し、その後、調査・設計・建設という段階に入っております。なお、公募につきましては、プロポーザル方式を採用したいというふうに思っております。

定住促進施策の一環として、継続して空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、移住体験住宅を活用し、移住希望者の体験宿泊や空き店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外から移住者の受入れを行う、移住定住促進プロジェクト事業を積極的に進めてまいります。

また、氷川町空家等対策計画に基づく氷川町空家等対策検討委員会を本年度設置をいたしましたので、当委員会を核に管理不全空家等及び特定空家等を認定し、その解消を目指してまいります。

5点目に、氷川町が誕生して20年の節目を迎えますので、本年10月1日に氷川町誕生20周年記念式典を挙行いたします。その際に、現在製作をいたしております、氷川町のPRパンフレット、氷川町のイメージソング、イメージ動画、あわせて今後制作するブランドマークを発表する予定といたしております。

自治体DXの一環として、国の交付金を活用して、電子決裁システム、住民票等のコンビニ交付システム、公共施設予約システム、行政手続オンライン化及び文書管理システム等を導入いたしましたので、その円滑な運用を図ってまいります。

あわせて、国の方針に従いシステム標準化が運用されますので、デジタル基盤改革支援補助金を活用して環境の整備を行います。

博報堂プロダクツとの連携協定に基づき、2年間調査検討並びにタスクホースによる研究協議を行い、課題解決に向けた提案を取りまとめました。

そして、持続可能な氷川町の実現に向けた課題解決重点プロジェクトを推進するため、地域活性化起業人及び地域力創造アドバイザーを活用し、その専門知識、経験、人脈を活用し、地域課題解決に向けた取組を積極的に展開してまいります。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靱化地域計画で示したまちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには、財源が必要でありますので、創意工夫による財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行財政運営を行うためにも、進捗状況の確認と成果の検証を行い、堅実な行財政運営を推進してまいります。

更に効率のよい機能的な行政運営を行うためには、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設管理と効率的な運用に努める必要がございます。今後も、その視点で管理運営にあたってまいりたいというふうに思っております。

何よりも行政運営の原動力であります職員の能力開発と育成に尽力するとともに、人事考課を厳正に行い、処遇への反映をさせてまいります。

住民と行政の協働によるまちづくりを進めていく上では、町民の皆さま方との対話と協調が重要であります。情報を共有する必要がありますので、様々な機会を通して民意の聴取と情報提供に努めてまいります。

大空町との人材交流及び物産の相互交流を継続するとともに、ペルー共和国との友

好の絆を更に深めてまいりたいというふうに思っております。

行政運営そのものがSDGs、誰一人取り残さない社会の実現につながるものと確信をいたしております。

今後も、住民主体の行政運営に積極的に取り組んでまいります。

以上、5つのまちづくり戦略を令和7年度の町政運営の基本方針として、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市氷川町の創造を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和7年度の施政方針といたします。

引き続き提案理由の説明を行います。

本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の改正13件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算5件、令和7年度一般会計並びに特別会計予算5件であります。議案第3号並びに議案第4号は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第5号から議案第7号は、令和6年度国の人事院勧告による給与改定等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う氷川町職員等の旅費について宿泊料を改正するとともに、人農地プラン検討委員の報酬及び費用弁償について改正するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、消防団員の定数並びに旅費の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、氷川町防災会議を組織する委員の選定についてより多方面から委員を選任するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、氷川町税条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、国が進める基幹業務システムの統一・標準化に伴い、税の徴収方式を集合徴収方式から単税徴収方式に変更するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第16号から議案第20号までは、令和6年度一般会計並びに特別会計の補正予算でありまして、一般会計並びに特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので補正するものでございます。

議案第21号は、令和7年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年比0.8パーセント増の79億6,166万5,000円とするものであります。

議案第22号は、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比1.8パーセント減の20億1,513万3,000円とするものであります。

議案第23号は、令和7年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比6パーセント増の17億682万5,000円とするものであります。

議案第24号は、令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比3.7パーセント増の2億5,754万9,000円とするものであります。

議案第25号は、令和7年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、収益的収入6億1,571万9,000円、収益的支出5億2,836万2,000円を見込み、資本的収入2億147万2,000円、資本的支出4億2,436万2,000円を見込んでおります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なご決定を頂きますようお願い申し上げます。施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 町長の説明が終わりました。

ここで、11時15分まで暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時06分

午前11時15分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第3号から順次、詳細説明を求めます。総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議案第3号から議案第10号まで、続けて説明いたします。

議案第3号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正内容は、3ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

第8条の3において、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するもので、5ページから6ページの、第15条の3から第15条の4において、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知、職場環境の整備等を規定し、仕事と生活の両立を支援する内容で、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

2ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

部分休業の承認に関する条項、第21条第3項で、非常勤職員に対する部分休業に

について、介護するための時間の引用条例が改正されたため、本条例を改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年国の人事院勧告による給与改定等に伴い、氷川町一般職の職員の給料表の改定及び各種手当の改定等を行う必要があるためです。

主な改正内容は、12ページ、新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

第7条、扶養手当において、配偶者に係る手当を廃止し、子にかかる手当、現行1人当たり1万円を1万3,000円に引き上げるものですが、条例改正分の附則で、経過措置を規定し、令和7年度においては、配偶者手当3,000円、子の手当1万1,500円を支給し、8年度に完了するものです。

次に、14ページから16ページにかけて、第8条の3、通勤手当において、支給限度額、現行5万5,000円を15万円に引上げ、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で支給を可能とするものです。

次に、17ページをご覧ください。

第3条の2、管理職員特別勤務手当において、課長の平日深夜に係る支給時間帯、現行、午前0時から午前5時までを午後10時から午前10時までに拡大するものです。

次に、18ページをご覧ください。

別表第1において、3級から6級の給料表の改正と、条例改正分の附則の号級切替え表の適用により各級の初号の給料月額を引き上げるもので、現時点での給与支給額に影響はございませんが、昇格時における給与を改善するものです。

本条例の改正は、社会と公務の変化に応じた給与制度に整備する内容で、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第5号の説明を終わります。

次に、第議案第6号、氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和6年国の人事院勧告による給与改定等に伴い、技能労務職員の給与等について改正する必要があるためです。

2ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

第2条において、一般職の職員と同様に在宅勤務等手当を追加し、第15条で定年前再任用職員に住居手当が支給可能となることから、除外規定から削除する改正で、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第6号の説明を終わります。

次に、議案第7号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

です。

提案理由は、令和6年国の人事院勧告による氷川町一般職の職員の給料表の改定及び各種手当の改定等に伴い、一般職の任期付職員の給与等について改正を行う必要があるためです。

主な改正内容は、2ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

第7条で特定任期付職員の給料表の給料表を改定し、2ページ末から3ページの第10条で業績手当の廃止に伴う勤勉手当の支給と期末手当の率の改定に関する改正で、令和7年4月1日から施行するものです。

なお、第7条の特定任期付職員とは高度な専門的な知識経験を有する弁護士や公認会計士など、任期を定めて採用する職員をいい、氷川町においての採用はございません。

これで、議案第7号の説明を終わります。

次に、議案第8号、氷川町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。

氷川町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により、氷川町職員等の旅費について宿泊費を改正する必要があるとあり、また、人・農地プランが法定化され、地域計画へ移行することに伴い、人・農地プラン検討委員の報酬及び費用弁償について改正する必要があるためです。

本条例に関連する3つの条例を一括改正するもので、主な改正内容は、13ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

職員の旅費について、第6条で現行の定額支給を上限付き実費支給に改め、第17条、宿泊料別表で都道府県ごとに上限額を定めるものです。

同様に、18ページから24ページで特別職を、25ページから39ページで、議会議員及び特別職の非常勤職員等について改正するもので、上限については、国家公務員等の旅費支給規程第13条、都道府県別に定める額を準用し、宿泊費高騰に伴う出張者の負担を改善する内容で、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第8号の説明を終わります。

次に、議案第9号、氷川町消防団条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

氷川町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、消防団員の適正な定員管理を図るために定数改定を行うとともに、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、氷川町消防団員の旅費の改正を行う必要があるためです。

2ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

第2条で、640人を480人に改め、旅費においては、別表で議案第8号と同様に宿泊料を上限付き実費支給へ改め、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号、氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、氷川町防災会議を組織する委員の選任に伴い、より多方面から委員を選任するため、氷川町防災会議条例を改正する必要があるためです。

2 ページの新旧対照表右側の改正後案をご覧ください。

第3条第5項に、前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた者の条文を1号を加えるもので、地域防災におけるさまざまな立場からの意見を収集、反映させるため、より多方面から委員を選任できるよう本条例を改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

これで、議案第10号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第11号氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

今回、法改正の内容としましては、マイナンバーカードの機能のうち、氏名、住所、性別、マイナンバーなどを、証明する機能をスマートフォンに搭載することで、マイナンバーカードを使わなくてもスマートフォンだけで本人確認ができる仕組みを設けるための条文が、法律第2条第8項に新たに追加されております。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。

先ほどご説明しました法改正に伴い、町の条例において規定されております、法第2条関係の各条項を一項ずつずらす改正を行うものでございます。この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

これで、議案第11号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第12号と議案第13号を続けて説明させていただきます。

初めに、議案第12号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、厚生労働省の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

条例改正内容につきましては、2 ページからの新旧対照表をご覧ください。

安心して子どもを預けられる体制整備のため、保育士及び保育従事者の配置基準の見直しを行うもので、第29条第2項第3号中、満3歳以上満4歳に満たない児童概ね20人を15人に改め、同項4号中、満4歳以上の児童概ね30人を25人に改めるもので、第31条、第44条、第47条においても同様の改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

これで、議案第12号について説明を終わります。

続きまして、議案第13号、氷川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律、子ども・子育て支援法が一部改正されたことに伴い、引用条項の整理を行う必要があるためでございます。

改正内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第2条中、法第77条第1項をそれぞれ法第72条第1項に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。

これで、議案第13号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 議案第14号と議案第15号を続けて説明いたします。

まず、議案第14号、氷川町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定を整備する必要があるためでございます。

改正内容といたしましては、法律の一部改正によりまして、法人番号を定義している条文に項ずれが生じたことにより、引用する条項を改正するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日より施行いたします。

続きまして、議案第15号、氷川町税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、基幹業務システムの統一標準化に伴い、税の徴収方式を集合徴収方式から、単税徴収方式へ変更する必要があるためでございます。

基幹業務システムは、各自治体が利用形態に応じて個別に独自の仕様に改修を行いながら利用していますが、制度改正によるシステム改修費用などの財政負担や、申請書などの様式が各自治体で異なり、手続の簡素化や電子申請など、全国的な普及が進まないなどの課題があります。

これらの課題に対し、行政のデジタル化を推進し、住民サービスの向上や、自治体業務の効率化を図るために、国が定めた標準仕様書に準拠する基幹業務システムを令和7年度末までに導入することが義務づけられました。

この標準仕様書におきまして、税の徴収については、地方税法に基づく各税目でのシステム構築となっているため、集合徴収がなくなることになります。

したがって、現在は町県民税、固定資産税、国民健康保険税は、1枚の納付書により徴収しておりますが、標準システムへの移行後は、それぞれの税目の納付書により徴収することになります。

改正内容につきましては、徴収方法を集合徴収から単税徴収へ変更するために、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正につきましては、徴収方法の改正でありまして、納期につきましては、これまでどおりとなります。この条例は、規則で定める日から施行することといたします。

これで、議案第15号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第16号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

令和6年度氷川町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,322万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,887万8,000円とするものです。補正の概要といたしましては、歳入歳出ともに実績、今後の見込みなどによる減額が主なものでございます。

6ページをご覧ください。第2表、繰越し明許費です。

10款、総務費で1事業、15款、民生費で1事業、35款、土木費で4事業の計6事業において、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

7ページをご覧ください。第3表、地方債補正です。

総務債、農林水産業債、土木債の限度額をそれぞれ変更するものです。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

32ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、18節、負担金補助及び交付金、地方バス対策補助金につきましては、負担金額確定により291万6,000円を増額するものです。

36ページをご覧ください。

55目、減債基金費、24節、積立金3,194万1,000円は、令和7年度・8年度分の臨時財政対策債の元利償還金分として、普通交付税の追加交付がありましたので、減債基金積立金を増額するものです。

47ページをご覧ください。

15款、民生費、10項、児童福祉費、15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金6,616万6,000円は、それぞれの事業において補助単価や公定価格が改定されたことと、対象者や入所者の増が見込まれるため増額するものです。

52ページをご覧ください。

20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、18節、負担金補助及び交付金の生活環境事務組合負担金94万5,000円は、クリーンセンター解体に係る調査及び設計業務などの財源とするための負担金です。

56ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金、1番上の県営事業負担金7,654万3,000円は、砂川地区湛水防除事業負担金を事業実績により2,836万5,000円減額し、竜北地区湛水防除事業負担金につきましては、国の補正予算成立に伴い、令和7年度事業分を前倒して、1億907万円を増額するなどするものです。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

11ページをご覧ください。

5 款、町税、1 5 項、自動車税が1 1 6 万 5, 0 0 0 円の増額見込みです。

1 3 ページをご覧ください。

2 8 款、5 項、5 目、法人事業税交付金は、8 1 5 万 3, 0 0 0 円の増額見込みです。

1 4 ページをご覧ください。

4 5 款、5 項、5 目、地方交付税、5 節、普通交付税は交付額確定に伴い、1 億 6, 0 0 8 万 1, 0 0 0 円の増額です。

1 8 ページをご覧ください。

6 5 款、国庫支出金につきましては、負担金、補助金の交付対象の歳出科目の実績見込みに基づき、主に減額計上となっておりますが、5 項、国庫負担金、5 目、民生費国庫負担金、5 節、児童福祉費負担金 3, 8 7 7 万 2, 0 0 0 円は、保育施設給付費補助金の財源とするものです。

1 0 項、国庫補助金、5 目、総務費国庫補助金、5 節、総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2, 9 0 8 万 5, 0 0 0 円の減額は、住民税非課税世帯等に対する給付金などの給付額が確定したことによるものです。

2 0 ページをご覧ください。

7 0 款、県支出金につきましては、こちらも主に減額計上となっておりますが、5 項、県負担金、5 目、民生費県負担金、5 節、児童福祉費負担金 1, 2 7 9 万 4, 0 0 0 円は、保育施設給付費補助金の財源とするものです。

2 3 ページ・2 4 ページをご覧ください。

7 5 款、財産収入、5 項、財産運用収入、1 0 目、5 節、利子及び配当金は、預金利率の改定により、合計で1 6 5 万 7, 0 0 0 円を増額するものです。

2 7 ページをご覧ください。

9 9 款、5 項、町債につきましては、2 9 ページまでまたがりますが、説明欄記載のそれぞれの対象事業の財源とするものです。

これで、議案第1 6 号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第1 7 号、令和6 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）についてご説明いたします。

令和6 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第9 6 条第1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7, 7 7 0 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 9 億 7, 5 8 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

歳出の主なものをご説明いたします。

1 1 ページをお願いいたします。

1 0 款、保険給付費、5 項、療養諸費、5 目、一般被保険者療養給付費、1 8 節、負担金補助及び交付金、7, 5 0 0 万円の減額は、療養給付費の支出見込みによる減額でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

1 0 款、保険給付費、2 0 項、出産育児諸費、5 目、出産育児一時金、1 8 節、負担金補助及び交付金 1 6 5 万 9, 0 0 0 円の減額は、出産育児一時金の支出見込みによるものでございます。

2 3 款、国民健康保険事業費給付金、5 項、医療費給付費分、5 目、一般被保険者

医療費給付費分から13ページの23款、国民健康保険事業費給付金、15項、5目、介護納付金分までにつきましては、保険税や繰入金による歳入が減額したことにより、一般財源へ財源の組替えを行っているものでございます。

14ページをお願いいたします。

30款、保健事業費、5項、5目、特定健康診査等事業費、12節、委託料229万円の減額は、特定健診委託の支出見込みによるものでございます。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険者国民健康保険税、5節、医療給付費、現年課税分から、20節、介護納付金分滞納繰越し分までの総額2,118万6,000円の減額は、調定見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金1億4,780万3,000円の減額は、交付決定額に基づく減額によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金、5節、保険基盤安定繰入金から20節、出産育児一時金繰入金までの合計938万9,000円の減額は、対象となる被保険者数の減少によるものです。

9ページをお願いいたします。

45款、5項、5目、繰越金、5節、その他繰越金、1億14万6,000円は、保険税や繰入金の減額に伴う歳入不足によるものです。

16ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第17号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第18号、令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,906万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,492万5,000円とするものです。

歳出の主なものからご説明いたします。

12ページをお願いします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料、33万円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費となります。

14ページをお願いいたします。

10款、保険給付費、5項、5目、介護サービス等諸費、18節、負担金補助及び交付金、7,326万7,000円につきましては、介護サービスの給付に関するもので、説明欄2行目、施設介護サービス給付費に不足が生じたので、増額補正するものです。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

5 款、保険料、5 項、介護保険料、5 目、第 1 号被保険者保険料、5 節、現年度分特別徴収保険料、1,144 万円の増額は、介護保険料現年度分の調定見込みに伴うものです。

7 ページをお願いいたします。

15 款、国庫支出金、10 項、国庫補助金、5 目、調整交付金、5 節、現年度分 1,314 万 4,000 円の増額は、介護給付費の増額に伴う交付申請による増額となります。

8 ページをお願いします。

20 款、5 項、支払い基金交付金、5 目、介護給付費交付金、5 節、現年度分 1,279 万 3,000 円の増額は、介護給付費の増額に伴う交付申請に伴う増額となります。

10 ページをお願いします。

40 款、繰入金、5 項、一般会計繰入金、5 目、介護給付費繰入金、5 節、現年度分 592 万 2,000 円の増額は、介護給付費の増額に伴うものです。

これで、議案第 18 号のご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第 19 号、令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 789 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,296 万 3,000 円とするものです。

歳出の主なものについて、ご説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

10 款、後期高齢者医療広域連合納付金、5 項、後期高齢者医療広域連合、5 目、後期高齢者医療広域連合納付金、18 節、負担金補助及び交付金の 832 万 6,000 円の減額は、負担金額の確定によるものでございます。

15 款、保健事業費、5 項、健康保持増進事業費、5 目、健康診査費、11 節、役務費から 12 節、委託料の合計 46 万円の増額は、健診の受診者数が予定より多くなる見込みによるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

5 款、5 項、後期高齢者医療保険料、5 目、特別徴収保険料、1,845 万 7,000 円の減額及び 10 目、普通徴収保険料 1,369 万円の増額は、調定見込みによるものでございます。

20 款、繰入金、5 項、一般会計繰入金、10 目、5 節、保険基盤安定繰入金 421 万 3,000 円の減額は、広域連合の算定額の確定によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

30 款、諸収入、20 項、受託事業収入、5 目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、5 節、健康事業収入、45 万 8,000 円の増額は、健診の受診者数が多くなる見込みによるものでございます。

これで、議案第 19 号、令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2

号)について、ご説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長(白丸浩二君) 議案第20号、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、支出に35万円を追加し、支出計6億359万1,000円とするものです。

収益的支出の主なものについて、説明いたします。

4ページをご覧ください。

1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、1目、管渠費の30万円は、マンホールポンプ場の電気代が不足するため増額するものです。

これで、議案第20号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) ここで、1時まで、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時57分

午後 1時00分

-----○-----

○議長(米村 洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長(西村憲志君) 議案第21号、令和7年度氷川町一般会計予算について、説明いたします。

令和7年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ79億6,166万5,000円とするものです。

7ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為です。一般健康診査委託ほか1件の計上です。

8ページをご覧ください。

第3表、地方債です。総務債ほか6目の借入れ限度額等の計上です。

次に、歳入を説明いたします。

9ページの事項別明細書、1、総括歳入をご覧ください。

歳入合計は79億6,166万5,000円で、前年度比6,513万円の増、0.8パーセントの増となっております。

主なものといたしましては、5款、町税、9億8,698万7,000円、前年度比2,523万9,000円の減額です。

45款、地方交付税28億8,000万円、前年度同額計上です。

65款、国庫支出金7億6,806万7,000円、前年度比7,236万9,000円の増額です。

70款、県支出金5億8,745万3,000円、前年度比593万1,000円の減額です。

80款、寄附金、5億100万1,000円、前年度同額計上です。

85款、繰入金、13億4,702万円、前年度比1億9,915万6,000円の増額です。

99款、町債3億630万円、前年度比2億3,820万円の減額です。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

39ページをご覧ください。

5款、5項、5目、議会費です。

目総額6,973万7,000円の計上で、前年度比412万3,000円の増額です。

11節需用費に、議場照明のLED化などに伴う修繕料、487万3,000円の計上により増額となっております。

40ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費で、前年度比413万9,000円の減額です。

人事院勧告による給与改定等に伴い、1節、報酬の会計年度任用職員分、2節、給料の一般職分、3節、職員手当等の期末勤勉手当などで、合計3,616万6,000円の増額計上となっておりますが、3節、職員手当等の退職手当組合負担金が定年延長に伴う負担金算定方法について、退職者がいない年度は負担金が4分の1となる特例措置があるため、一般管理費全体では減額となっております。

42ページをご覧ください。

7節、報償費のうち、56万2,000円のほか、43ページの10節、需用費、消耗品費に120万5,000円。

45ページの1番下から次のページにかけまして、12節、委託料に542万7,000円など、氷川町誕生20周年記念式典開催に伴う関連予算を計上しております。

47ページをご覧ください。

18節、負担金補助及び交付金、下から3番目の八代市乗り合いタクシー負担金、221万円は、既存の路線バスが昨年10月から一部乗り合いタクシーに転換され、種山線として新設されたため、169万5,000円を増額し、1番下の地方バス対策補助金2,110万8,000円は前年度同額で計上しております。

49ページをご覧ください。

10目、財産管理費、12節、委託料、下から2番目の公共施設等総合管理計画及び個別管理計画更新業務委託料317万7,000円は、令和7年度までとなっている現在の本計画を更新するものでございます。

53ページをご覧ください。

15目、企画費、12節、委託料、上から2番目のふるさと納税事業支援業務委託料2億5,000万円は、7年度の目標寄附額5億円と見込み、これに対する返礼品代金等を含むふるさと納税に係る委託料です。

54ページをご覧ください。

同じく委託料の上から3番目です。

町PRパンフ動画作成業務委託料429万円は、令和7年度に氷川町誕生20周年を迎えることに併せて、今年度から2か年計画でPRパンフレットPR動画イメージソングなどを製作しているものです。

次の地域力創造アドバイザー業務委託料559万7,000円は、国の制度を活用し、町が最優先で取り組むべき事案を加速度的に推進するため、地域人材ネットに登録されたアドバイザーを招聘するものです。

委託料の1番下です。ブランドマーク製作業務委託料363万円は、これからの氷

川町が伝えたいイメージや氷川町らしさを統一し、一貫性のあるブランドマークなどを製作することで、これを見た人が氷川町をイメージできるようなものを製作するものです。

55ページをご覧ください。

18節、負担金補助及び交付金、1番下の地域活性化企業人負担金590万円は、引き続き株式会社博報堂プロダクトの社員を受入れ、そのノウハウや知見などを生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事していただくものです。

56ページをご覧ください。

30目、情報推進費、12節、委託料、下から2番目の情報システムの標準化共通化対応業務委託料7,819万7,000円や、58ページの13節、使用料及び賃借料、下から5番目のガバメントクラウド利用料1,328万5,000円など、国が全国的に進めている地方公共団体のシステムの統一標準化に係る予算を計上しております。

61ページをご覧ください。

85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金5億124万9,000円は、令和7年度の寄附受入れ額を5億円と見込み、基金利息とあわせて基金に積み立てるものです。

63ページをご覧ください。

10項、徴税費、10目、賦課徴収費、10節、需用費に、地方公共団体のシステムの統一標準化に係る帳票などの印刷製本費453万2,000円を計上しております。

67ページをご覧ください。

15項、5目、住民基本台帳費、12節、委託料、下から2番目の戸籍システム標準化及びガバメントクラウド移行作業委託料、1,736万9,000円と、次のページの13節、使用料及び賃借料、1番下のガバメントクラウド料406万2,000円など、こちらも地方公共団体のシステムの統一標準化に係る予算を計上しております。

69ページをご覧ください。

20項、選挙費、15目、町長及び町議会議員選挙費の目総額2,738万2,000円は、令和7年11月の任期満了に伴い、71ページまで関連予算を計上しております。

35目、参議院議員選挙費の目総額1,775万1,000円は、令和7年7月の任期満了に伴い、72ページまで関連予算を計上しております。

73ページをご覧ください。

25項、統計調査費、10目、基幹統計調査費の目総額493万9,000円は、令和7年度に実施される国勢調査等の関連予算として、調査員報酬などを計上しております。

81ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、19節、扶助費4億2,559万7,000円は、障害福祉サービスの利用者の増加や、報酬の改定などにより、前年度比で6,124万4,000円の増となっております。

85ページをご覧ください。

10項、児童福祉費、10目、児童措置費、19節、扶助費2億641万円は、昨年10月の児童手当制度改正に伴い、前年度比で4,403万円の増となっております。

15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金、上から4番目の保育施設給付

費補助金、5億320万9,000円は、入所者の増加や公定価格の改定などにより、前年度比で4,898万6,000円の増となっております。

89ページをご覧ください。

15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、10節、需用費修繕料には、老朽化に伴う非常放送設備の更新433万4,000円や、厨房の空調の改修120万円など、機械機器等の改修費用を計上し、次のページの14節、工事請負費には、経年劣化による停電やケーブル火災の恐れがあるため、受変電設備及び高圧幹線ケーブル改修工事1,108万8,000円を計上しております。

96ページをご覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、30目、健康センター費、10節、需用費において、健康センターホール照明のLED化に伴う修繕料127万6,000円を計上しております。

103ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、1番下の柑橘類自然災害次期作防除支援事業補助金308万6,000円は、今年度の干ばつや高温による柑橘類の減収に伴い、次期作に向けた防除費用を補助するものです。

109ページをご覧ください。

40目、物産館費、17節、備品購入費467万5,000円は、老朽化に伴いサーバーや冷蔵庫ショーケースなどを物産館に購入するものです。

112ページをご覧ください。

30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金の商工会補助金1,750万円は、商工会への運営補助金のほか、20パーセントのプレミアム付き商品券の発行数を6年度の3,000冊から5,000冊に増やし、町内事業所でのさらなる消費喚起による地場産業の活性化を図るものです。

115ページをご覧ください。

25目、立神峡公園費、10節、需用費の修繕料345万9,000円は、ログハウスの長寿命化を図るため、外壁保護材の塗布などの予算を計上し、次のページの17節、備品購入費74万1,000円は、老朽化した冷蔵庫などを購入するものです。

119ページをご覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、12節、委託料に、町道氷川中南線道路改良構造物詳細設計業務委託料など3,200万円を計上し、次のページの14節、工事請負費に、町道北川反甫北鹿野線道路改良工事など、5,900万円を計上しております。

121ページをご覧ください。

20目、橋りょう新設改良費、14節、工事請負費、町道八間川東網道17号線八間川4号橋橋梁改修工事として3,100万円を計上しております。

124ページをご覧ください。

25項、住宅費、10目、住宅建設費、12節、委託料の地域優良賃貸住宅整備事業アドバイザー業務委託料、1,210万円は、本事業を適正に実施するため、各種業務の支援や書類作成、リーガルチェックなどを委託するものです。

135ページをご覧ください。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、14節、工事請負費は、老朽化により雨漏りが発生している竜北東小学校低学年棟の屋根防水改修工事2,4

00万円と、学校給食共同調理場への統合により不要となった宮原小学校給食棟の解体工事 2,200万円を計上しております。

137ページをご覧ください。

15目、学校事務センター費、12節、委託料のGIGAスクール用端末整備支援業務委託1,374万5,000円と、次のページの17節、備品購入費3,543万7,000円のうち、2,715万3,000円は、更新時期となる3つの小学校の児童用タブレット端末を更新するもので、そのほか、校務用パソコンなどの購入に係る予算を計上しております。

144ページをご覧ください。

20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、12節、委託料、下から2番目の中ノ城古墳出土円筒埴輪修復業務委託料297万5,000円は、九州国立博物館に展示中の埴輪に亀裂などが生じているため修復するものです。

154ページをご覧ください。

25項、保健体育費、15目、学校給食施設費、17節、備品購入費1,050万4,000円は、氷川中学校の給食調理が学校給食共同調理場を統合することに伴い、給食配送車621万4,000円のほか、運搬用のコンテナ、食器消毒保管庫などを購入するものです。

156ページをご覧ください。

55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料に、町債元金8億4,500万2,000円を計上しております。

前年度より5,281万7,000円の減額となっておりますが、これは、宮原振興局の新築工事などの返済が終了したことによるものです。

157ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第21号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第22号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和7年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億1,513万3,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為にて、特定健診人間ドック分業務委託に関して、令和8年度までの限度額230万円を計上しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、療養給付費、18節、負担金補助及び交付金、12億7,800万円は、昨年より400万円少なく見込んだ診療報酬分を計上しております。

10款、保険給付費、10項、5目、高額療養費、18節、負担金補助及び交付金2億3,100万円は、昨年より2,000万円を多く見込んだ高額療養費を計上しております。

16ページをお願いします。

23款、国民健康保険事業費給付金、5項、5目、医療費給付金分、18節、負担金補助及び交付金3億39万8,000円から、17ページの23款、国民健康保険事業費給付金、15項、5目、介護納付金分、18節、負担金補助及び交付金3,999万円までにおきましては、それぞれ県の試算による納付金額を計上しております。

同じページの17ページになります。

30款、3項、保健事業費、5目、保険給付費、18節、負担金補助及び交付金150万円につきましては、鍼灸券の助成単価を1回1,000円から1,500円に見直した額で計上しております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5款、5項、5目、国民健康保険税、本年度予算額3億5,143万円は、昨年11月末の徴収状況により試算した額で計上しております。

昨年より1,899万円の減額となっております。

8ページをお願いいたします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金、15億1,858万8,000円は、歳出における保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費などの合計額を計上しており、昨年より1,605万1,000円の増額となっております。

9ページをお願いいたします。

40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金総額9,823万5,000円は、昨年より830万5,000円の減額となっております。

22ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第22号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第23号、令和7年度氷川町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和7年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億682万5,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出当初予算事項別明細書においてご説明をさせていただきます。

歳入の主なものといたしまして、5款、保険料3億3,077万7,000円、前年比1,712万4,000円の増額です。

15款、国庫支出金4億3,423万9,000円、前年比2,157万5,000円の増額です。

20款、支払い基金交付金、4億4,233万5,000円、前年比2,498万6,000円の増額です。

25款、県支出金2億3,893万1,000円、前年比1,752万8,000円の増額です。

40款、繰入金2億5,985万1,000円、前年比1,478万1,000円の増額です。

歳入の増額は、歳出の項目から負担割合により算出するための増額となります。

次に、歳出をご説明いたします。

6 ページをお願いします。

歳出の主なものといたしまして、5 款、総務費 2,593 万 6,000 円、前年比 185 万 4,000 円の増額です。

増額の理由といたしまして、システム標準化に伴うシステム改修費や、介護訪問調査員の給与改定が主な理由となります。

10 款、保険給付費 15 億 9,381 万 6,000 円、前年比 9,049 万 3,000 円の増額です。

保険給付費につきましては、過去 3 年間の平均値を参考に、6 年度の給付実績をもとに計上しており増額としております。

17 款、地域支援事業費 8,552 万 2,000 円、前年比 389 万 7,000 円の増額です。

地域支援事業費につきましては、第 10 期介護保険事業計画策定に伴いますニーズ調査業務による委託料の計上分が増額となります。

歳入歳出の合計額 17 億 682 万 5,000 円は、前年度 16 億 1,044 万 3,000 円対し、9,638 万 2,000 円の増額となります。

27 ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第 23 号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第 24 号、令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 5,754 万 9,000 円とするものです。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為におきまして、後期高齢者健診人間ドック分業務委託に関しまして、令和 8 年度までの限度額 23 万円を計上しております。

次に、歳入歳出当初予算事項別明細書から歳入をご説明いたします。

5 ページの総括歳入をお願いいたします。

歳入合計は、本年度予算額の 1 番下の行で 2 億 5,754 万 9,000 円、前年比 928 万 5,000 円の増額となります。

主なものとしましては、5 款、後期高齢者医療保険料 1 億 7,325 万 3,000 円、前年比 744 万 7,000 円の増で、後期高齢者医療広域連合の算定による増額となります。

20 款、繰入金 7,828 万 7,000 円、前年比 117 万 4,000 円の増額となります。

主な要因は、会計年度任用職員の報酬改定などに伴う事務費繰入金の増額によるものです。

次に歳出をご説明いたします。

6 ページの歳出をお願いいたします。

歳出合計は本年度予算額の 1 番下の行になります。2 億 5,754 万 9,000 円、前年比 928 万 5,000 円の増額となります。

主なものとしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,888万7,000円、前年比667万1,000円の増額で、広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。

15款、保健事業費1,674万円、前年比248万6,000円の増額で、主な内容は、11ページをお願いいたします。

15款、保健事業費、5項、健康保健増進事業費、5目、健康診査費の10節、需用費から12節、委託料までの物件費及び10目、健康増進事業費、1節、報酬から4節、共済費における会計年度任用職員の報酬手当等の増額によるものでございます。

14ページ、給与費明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

これで、議案24号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第25号、令和7年度氷川町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和7年度氷川町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

初めに、第2条、業務の予定量は処理区域内人口を9,558人とし、これまでの実績などをもとに推計いたしました。

年間有収出水量は、101万617立方メートルを見込んでいます。

この有収出水量とは、処理水のうち、下水道使用料の対象となった分の水量となります。

また、主な建設改良事業といたしまして、管渠点検調査業務1,600万円、公共ます設置工事300万円、宮原浄化センター場内配管等改築工事1億5,000万円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出については、主に下水道資産の維持管理に係る経費になります。

2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出については、下水道資産の建設事業に係る経費になります。

次に、第3条の収益的収入について説明いたします。

6ページをご覧ください。

令和7年度氷川町下水道事業会計当初予算実施計画書でご説明いたします。

1款、公共下水道事業収益は6億1,571万9,000円を見込んでいます。

その内訳としては、1項、営業収益1億6,012万1,000円は、主なものとして、下水道使用料などを計上しております。

次に、2項、営業外収益4億5,559万8,000円は、一般会計からの補助金である他会計補助金3億1,227万5,000円と、収益的支出に対し、過去償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化した長期前受金戻入1億4,332万円が主なものです。

続きまして、収益的支出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款、公共下水道事業費用は5億2,836万2,000円を予定しております。

その主な内訳としては、1項、営業外費用4億8,139万9,000円は管渠費の修繕費が県道14号線、国道443号線などの道路改修に伴うマンホール高さ調整工

事1,095万円、委託料として、マンホールポンプ場管理委託料414万7,000円及び処理場費が、宮原浄化センター管理業務委託料4,985万9,500円、流域下水道維持管理負担金7,291万3,000円、個別排水処理費が合併処理浄化槽清掃管理委託料173万9,000円、総係費が、職員の人件費等で2,082万円、下水道事業会計アドバイザー支援業務委託料260万円、固定資産の減価償却費に2億7,885万3,000円を計上しています。

次に、2項、営業外費用4,646万3,000円は、主なものといたしまして、企業債支払い利息4,040万2,000円などを計上しております。

次に、3項、予備費50万円を計上しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の収入からご説明いたします。

1款、資本的収入は2億147万2,000円を見込んでおります。

その内訳としては、1項、企業債1億1,867万1,000円は、下水道債1億1,607万1,000円、公営企業会計適用債260万円を計上しています。

次に、2項、他会計補助金1,430万5,000円は企業債の償還に要する経費に対する一般会計からの基準内繰入額の補助金を計上しています。

次に、3項、補助金6,630万円は、管渠点検調査業務と、宮原浄化センター場内配管等改築工事に係る国庫補助金になります。

次に、4項、負担金等では219万6,000円の下水道事業受益者分担金を見込んでいます。

続きまして支出は、1款、資本的支出は4億2,436万2,000円を見込んでおり、その内訳として、1項、建設改良費1億7,248万4,000円は、主なものとしては、工事請負費として、公共ます設置工事300万円、宮原浄化センター場内配管等改築工事1億5,000万円を計上しています。

次に、2項、流域下水道建設負担金2,166万7,000円は、八代北部流域下水道建設負担金を計上しています。

次に、3項、固定資産購入費133万1,000円は、下水道検針ハンディターミナル3機の購入として計上しています。

次に、4項、企業債償還金2億2,888万円は、建設企業債元金の償還金として計上しています。

それでは、予算書の2ページをご覧ください。

上から4行目の第4条、資本的収入及び支出の括弧書きについて読み上げます。

基本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,289万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,006万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,553万3,000円、繰越利益剰余金処分別7,729万1,000円で補填するものとすると定めています。

この資本的収入及び支出の予算では、支出に対し収入が少なく計上されていますので、不足分を当年度分損益勘定留保資金などで補填するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

第5条、企業債は、令和7年度に起こす企業債について定めるものでございます。

第6条では、一時的な資金不足があった場合の短期的な借入の限度額を2億円と定めています。

第7条では、予定支出の各項間の流用範囲を定めています。

次に、第8条では、議会の議決を得なければ流用できない経費として職員給与費の

2,082万円を定めています。

続きまして、4ページをご覧ください。

第9条、他会計からの補助金については、下水道事業の運営のため、一般会計からの繰入れ総額を3億2,658万円と定めています。

次に第10条、繰越利益剰余金7,729万1,000円を資本的収支不足額に対する補填財源に充てるために処分することを定めています。

なお、氷川町下水道事業会計予算に関する説明資料として、9ページ以降に、氷川町下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、氷川町下水道事業会計予定貸借対照表などを掲載しておりますので、ご参照ください。

また、予算計上項目の詳細につきましては参考といたしまして、歳入歳出予算事項別明細書を別に添付しておりますので、ご参照ください。

これで、議案第25号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

5分間、暫時休憩いたします。

—————○—————

午後 1時40分

午後 1時45分

—————○—————

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑を行います。議案第3号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第4号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第5号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今回の改正は、扶養手当、通勤手当もあるんですが、この点は別として、この給料表の件です。

昨年12月改正では、1級と2級の若年層の職員の給料がアップされたんですけども、今回は3級以上の職員の給料表の見直しです。

そこで、今回の提案理由のところに国の人事院勧告による給与改定とあるんですが、国家公務員給与と同じ行政職の給料表かどうか、まず1点、ここをお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 公務員国家公務員とは異なるものになります。

一応公務員法で定められる給与になっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 国家公務員の行一とは異なるということですか。

以前は、国家公務員の給料表がこの人事院勧告で改正になった時には、準則という形で、それに右へ倣えという形で給料表が改正になってたんですが、以前は自治体によっては独自の給料表のところもありました。

今の状況で、県内45市町村がこの国家公務員の行一の俸給表に倣った形で同じ給料表を使っているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） この件につきましては、全県、恐らく全国と思いますが、同一の給与表を使っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この国家公務員の給料表の処遇面では、この表を基にして国家公務員が100として、その場合、各自治体で評価する、比べるラスパイレス指数というのがあるんですけども、今、氷川町はこのラスパイレス指数の数と45自治体の中で、大体のところ、大体とか言ったらいかなですね、何位をいま行っているのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） ラスパイレス指数につきましては、氷川町は一昨年が90パーセント程度で、氷川町は県内では低い段階、何位とまでは申し上げられませんが、1番低いほうの部類に当たっていたかと認識しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 分かりました。

一昨年在90パーセントということですから、かなり氷川町の職員の給料が国家公務員と比べて、県内でも比べても低い位置にあるようです。

これは合併前でいけば、球磨郡のある村が熊本県内では最下位だったような記憶がございますけども、このラスパイレス指数、今は渡りってというのが廃止されていると思いますので、昇格ラインを上げていくか何かそういった工面をしないと、ラスパイレス指数というのは上がっていかないんですけれども、今年の1月とか職員の再募集があったり、途中で職員が退職するというケースもちょっと耳にしますので、今の若い人たちはお金よりも余暇を大事にするというような人たちもいるみたいですが、やはり、職員のそういった処遇を改善する必要があるというふうに思いますが、この点、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ラスパイレス指数のお話がありました、当然、西尾議員ご承知のとおり、この数字は職員の年齢構成でもかなり変わってまいります。

今、私どもの町は、若い職員が入替えの時期がありまして、3分の1はここ近年の採用でございまして、どうしてもそういった意味からしますと、平均給与は落ちてまいります。

全体のバランスも、かなり指数としては多分落ちてきてるんだろうなと思っておりますし、新規採用あるいは中途採用、退職の話がありました。

確かに、今の若い人たちは給料よりもライフワークバランスのほうを優先されるというふうに言われておりまして、特に新規の採用につきましては、一般教養試験をするところはあまり受けないそうでございます。

民間も一緒でございまして、面接重視のところには皆行くけれども、一般教養試験があるところにはもう高校、大学いわゆる進学・就職する時から、そちらをいわゆる外すというような傾向にあるそうでございまして、そういった意味では、私どもの職員採用の試験の在り方も、今後少し考えていかななくてはならないのかなということと、社会人の中途採用につきましても、今年初めてやりました。

結果としては1名採用になるのかなと思っておりますけども、そういった、いわゆる中途採用につきましても、門戸を広げていかなくちゃならないというふうに思っております。

いずれいたしましても、給料は生活給でございまして、しっかりやはり生活がで

きるような部分は工夫しながらやっていかなくちやなりませんし、かといって特別に我が町だけに給料表をつくるわけにはいきません。

今日の冒頭のご挨拶でも言いましたとおり、そのために人事考課を行っているわけでもございまして、そういった中で給料までそれを反映させていけるような形ができてくれば、そこでかなりあげられる部分もあるのかなと思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 別に職員組合から頼まれたわけじゃないんですけども、町長も私も総務課上がりですので、人事考課も、私も関わってきた立場の人間だったんですけども、是非職員の処遇あたりのほうを、町長の考え一つで、そういったレベルアップもできると思います。よろしく願いしをしたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

次に、議案第6号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第7号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第9号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 消防団員の定数の問題と給与を旅費規程があるわけですが、うちの場合、今度480名にしたいということで出されています。

団員の決める基準というのがあると思うんですが、この基準に照らしてどうなんでしょう、一つお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これは先ほど町長が、女性団員の話がされました。女性団員そして学生団員、これも各地でいろいろ検討されているみたいですが、女性団員も分団で可能なかどうか含めて、二つちょっとお答えください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） まず、基準についてですが、基準については、平成の17年、合併して以来640名の定員でございます。

参考までに、人口を国調で言いますと、人口は1万3,232人から令和の2年の国調まで1万1,094人と約2,100人ほど人口が減っております。

そのような中で、消防団員の定数がそのままよいのか、さまざまな状況が各分団で課題が挙げられてまいりました。

その中で、まず基本として、まずは消防力、各分団、地区になりますが、1台ずつポンプ車を持っております。

1台のポンプ車を操作するに当たって、指揮者と最低4人の操作員、その4人の捜査員を2班編成にしまして、計9人は必要だろうというところで検討いたしてきました。

その中で各地区、世帯数と人員の大きい少ないがありますので、その部分を加味したところで各分団の定員を決定いたしました。

その最終的な数値が、全団員で、氷川町でいけば女性団員を含めて480人ということになっております。

続きまして、2点目の女性団員の話ですが、女性団員の当然団員としての資格は妨げるものでありませんし、男女問われるものではありませんので、団員として問題はないと認識しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 一つは今言われたように、地域でいろんな災害が起きる、それに十分対応できる団員の数、私はいるというふうに思うんですね。

いろいろ話を聞きますと、なかなか消防団員を確保するのに苦労されている話も聞きます。

そういう点では、今回一つの基準に基づいて人口も減ってきてるし、そういう点では480人に対していけば、いざという時にきちっと消防力を発揮して安全が守れるということを出されていると思います。

現時点で、団員が定員に満たないところと定員いっぱいだったことありますが、そういうところに対しては、先ほど言われました、よし頑張ろうという、女性団員がいたら入っても十分可能ということで、理解していいんですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議員のおっしゃる通り、認識しております。

団員としていることを考えております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） もう一点お伺いします。

総務省の参考資料では、団員に対する交付税措置の計算の仕方があるんですが、これでは、本当に必要な人員は市町村が決めてもそれに見合う数が私は来てないんじゃないかなという心配もしてるんですね。

うちみたいに広いところと、人口密集地帯ではまた全然違うんじゃないかなと思うんですけども、団員の総数に対する交付税の関係では、今度480人になったら、その分は反映されるんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） ただいま交付税に関しましては、消防費の算定基礎といたしまして、先ほどの消防団員の人数、それと人口が基礎という形で、こちらは算出基礎を提出しております。

それに対しまして、どれぐらいの、その人数分で減らされるのかどうかというのはちょっとここでは確認ができませんので、お答えいたします。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今回の改正が、ちょうど4分の1の160人を減少して480人にするというようなことなんですが、これは幹部会議のほうで決定してそういう形にされたと思うんですが、今回の補正予算を見ても、幽霊団員辺りをきちんと整理した格好かなあと、結果かなというふうに思っているんですが、総務課長が話したように、定数の話でいって、消防団規則のほうで、具体的に言えば、第10分団員が町区と東上宮と桜ヶ丘なんですけども、その数が55名という定数になってますが、今、総務課長が話したように、1つの部で最低9人は必要だというようなお話な

んですけども、ちょっとこの3つの部の中でも、かなりカバーする、補充を確保するのが厳しい状態だとも思います。

そこで、ほかの部を見てみたところ、待機している人がいるんですよね、現実的に、それも含んだところで今後ある程度再編が必要かなというふうに思いますが、その点はいかがですか、総務課長。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 西尾議員がおっしゃった通り、まず団員定数につきましては、令和6年度から期間をかけて定数480人までにたどり着いたところです。

会議の中でも、各部で団員、要綱の中にある人数に足りているところと足りていないところございます。

それについては、今後の課題として幹部会議の中で、消防の中で協議して行って、それぞれの課題を解決していこうという話になっております。

また、この1年間の状況を見て次の課題解決につなげていければと考えているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 今ある条例でいきますと、委員については10名、県の知事部局から始まって、町職員まであるわけですが、この表を見ると8番目に教育長、9番目に消防団長、10番目に役場職員というふうになってますが、現在の体制ではこれ以外にも町関係の委員さんたちが入っておられるのでしょうか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 団体の長等が入っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 東日本震災から能登半島の地震とかいろいろありまして、防災体制を強化する上では、先ほど町長も言われたようにいろんな人の意見を取り入れて体制をとっていこうというのがありますが、特に女性って言っているのでしょうか、女性の人たちもこの中に当然入っておられると思うんですが、もう少しそういったところも町長としては入ってもらおうとの考えでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいました通りでありまして、今現在の防災会議の委員の中には女性委員はいらっしゃいません。

そういった中で、いざという時にいろんな視点での、そういった意見を聞く必要があるだろうということで、今回あえて1項目、設けさせていただいて、そういった登用を図っていこうということでございまして、誰をとすることはまだ分かりませんが、そういった視点で、あるいはそれ以外でも専門的などか言う必要がある時には、そういった人を登用していきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第11号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第12号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第13号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第14号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
次に、議案第15号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 集合税の方式からいわゆる担税方式に変わってくるわけですが、納期については変更なしというふうに言われました。集合税で10期になっていると思うんですが、例えば国保税とか住民税とか、全て10期になるんでしょうか、分け方として。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 税の徴収特例条例というのが、徴収の方法と納期について定めてある条例でございます。今回の徴収方法に変更になりますけど、納期は変わりませんということで、納期については10期でと定めがございますので、それぞれの税目につきまして一応10期で徴収ということで考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 他町村では、例えば4期とかがあるんですね。

うちの場合、今までは全部まとめて10回に分けてやってたから、固定資産税にしろ、国保にしろ、住民税にしろ、それを10回に分けるんでしょうかということを知りたかったのですが、どうですか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 10回に分けて徴収をするということでございます。

今までは、10回に分けてそれぞれの税目を一つの納付書で納めていただいた分を、それぞれ納付書をバラして10回で徴収ということでしたと考えております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） もう一つ、まだ私のほうが理解しきらないのかもしれませんが、旧条文では第1条に事務の合理化というふうに書いてありました。

新しいのは、標準システムに合わせるということで、負担の軽減というふうに書いてあるんですね、納税者の納税に係る負担の軽減、分けることで、その負担の軽減になるんですかね。

納税者はそうなるかもしれないけど、町は納付書が増えるわけでしょう。そうすると銀行に納付行く人たちは、1回で3枚持っていても、町は当然、三つ分のお金を、手数料を取られるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 確かにおっしゃる通り、納付書が増えることになりますので、手数料あたりは増えてくるかと思っております。

この改正につきましては、やはり1期当たりの町民の納税義務者の方の負担の軽減ということで考えまして、10期ということで、そのままさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 納税する人、銀行の引き落としの人もおれば、納付書に基づいて納付する人もまたおられると思いますが、この議案を見た時に、これも町の負担が増えるんじゃないかなというふうに私は単純にそういうふうに理解したんですが、新聞を見てたら、事務手続のコストが引上げられるというのが新聞に載ってるんですね、手数料引き上げるといって何かそういうことでは、町は当然、これまでよりも負担をするというのは、はっきりしてるわけですね。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 当然その手数料の部分に対しましては、町の負担はこれまでよりも増額になると思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この集合税方式から単税方式になるというのは、1月の16日の臨時議会が終わって全員協議会で説明がありました。

その時に、この10期というのをシステム標準化で4期としたい方針だというような説明だったんですが、その時に、片山議員あたりからも、それをまとめたら納税額が高くなるために、納税者からの不満が出ないかと、そういった意見が出たために、その時は保留だったと思うんですよね。で、それがいきなりこの提案されて何も説明がなかったもんですから、せめてその2月の17日に、災害対策室で、全議員に対して主要事業の説明会があったんですが、できればその時に保留だった案件として、今回提案された説明も受けたかったなというふうに思います。

吉川議員言われましたが、今そういった議員、片山議員はじめ、ほかの議員から、1条のところで、納税に係る負担の軽減、これはもうそういった税額を落とすことによって、滞納者も減る、きっと減るでしょうから、この10期に元どおりになってよかったなあというふうに個人的には思ってるんですけども、ところが、この納付書は、税務課長言うように、1枚が3枚になるわけですから、それぞれ口座振替で引き落としそういったので、手数料が発生すると思うんですよね。

今までと比べてちょっと当初予算も私見てるんですが、大体今までの何倍ぐらいこういった金融機関への手数料が増えることになりますか。

○議長（米村 洋君） 会計管理者、柿本宏樹君。

○会計管理者（柿本宏樹君） 出納室からお答え申し上げます。

金融機関での窓口納付の取扱い事務手数料につきましては、昨年度が、63万7,000円で予算を組ませていただいております。今年度の見込額につきましては、96万6,000円を見込んでいます。

ですから、この見込額につきましては、金融機関から指定金融機関への送金が有料化されたことと今年12月1日から、単税化が始まりますので、その分を上乗せさせていただいております。大体5割増しぐらいです。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今の金額は5割増しぐらいですか。63万が約33万ぐらいアップするわけですね。

これは、納付書を持って行って、その手数料と口座引き落としの場合は手数料がきつと違うと思うんですけども、現段階でのこの口座引き落としっていうのは大体何割ぐらい、納税者の何割ぐらいがこの口座引き落としになってますか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 口座振替率というところではいきますと、大体75パーセントぐらいが口座の利用者ということになっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 振替にしたならば手数料ぐつと安くなるわけですね。

積極的に口座からの振替というの、行政として進めてほしいというふうに思います。

先ほど税務課長が、納期は規則に定めるという説明がありましたが、これはもう従来どおりですよ。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 現在どおり、6月から3月まで毎月月末が納期ということで、今後も同じ扱いになります。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

次に議案第16号について、質疑を行います。1ページから29ページまで、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 歳入関係、20ページ、70款、10項、5目、5節、ここに地方バス特別対策補助金があるわけですが、当初予算では、50万円であったわけですが、この予算で見れば、22万3,000円しか入っていないというふうになっていると思います。

この減らされた理由は、先ほどの路線が変わったような話をされたかなあと思うんですが、それとは関係ないんでしょうか。これ、もう少し説明をお願いします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） この補助金につきましては、熊本県が交付しているものでございまして、熊本県の方針そのもので、熊本県は、各コミュニティーバス、各地域で独自で実施するコミュニティー路線等のほうに交付金関係を重点に置いて交付する方向性を出しております。その関係で年々少なくなっております。

結果氷川町におきましては、22万3,000円の交付に終わったということでございます。

なお、参考までに来年7年度は交付がなくなるという形になります。答弁以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 地方は本当に高齢になったら大変困るんですよ。

運転するのは危ないから免許を返しなさいとか、いろいろそういうのがある中で、この減らす要因がいまいち分からないんですが、県のこの減らす基準というのは何か分かりますか、分かれば教えてください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 基準という基準は、確認はいたしておりますが、基本的には熊本県も予算を定めて、予算の範囲内で交付というふうに伝えております。

その中で、各県内におけるコミュニティーバスの運営状況を勘案した上での額が決定されたと思っております。答弁以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） やはりこういう補助金関係というのは、一つの基準があつて、人が使わないとか、距離が短くなったとか、そういうので減らされるんだつたら、分かるんですけど、ほとんど路線バス変わってないような気がするんですよ。

それをバスが通るところの自治体が全てしなくちゃいけないというのは、県がそういうのを出さない、私は今年の新年度の予算でもちょっと聞こうかなと思ったんですが、ゼロなんですよ、新年度は1円も来ないんですよ。

だから本当ここは、よければいつかの機会でもいいですので、減らす基準があれば、それをぜひ聞いていただいて、教えていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 歳入のところで16、17ページのところで2点だけお尋ねいたします。

まず、16ページのところの土木使用料の住宅使用料、これが、町営住宅の住宅利用者からの使用料が見込みとしては500万円も落ちたということなんでしょうけれども、この辺はどういった理由なんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 当初予算を組む際に、住宅の戸数全部を上げておりますので、当然入っていらっしゃらないところについては、減になるということで、その分を勘案して減額としております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 次の17ページのほうもよろしいですか。

この衛生手数料のごみ袋販売手数料、これもちょうと大幅に、当初予算で2,000万円ぐらいだったのが、500万ぐらい減額されておりますので、この点もお尋ねをしたいと思います。

見込み数よりかなり落ちたということですので、この辺の理由をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） ごみ袋の販売手数料についてですけれども、昨年ごみ袋の価格改定を行っております。

それに伴いまして、前の価格の時の需要見込みというのもあったんですけれども、今年度新しくなりまして、その辺の数量というのをちょっと多めに見てたんですけれども、実際蓋あけてみますと、あまり購入がなかったということで、この販売手数料落ちている状況でございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 私も2点お伺いします、18ページです。

総務費、国庫補助金の物価高騰対策重点創生臨時交付金、こちらも2,900万円ほど減額のところになってますけれども、こちらの、石破首相は国の政策ですけども、何か地方創生に関しては、地方にこれから協力的にやっていくというところでおっしゃってるんですけれども、今年度じゃなくて、次の次年度でそうなるのか分からないんですけど、まずここが、これだけのマイナスが起きてるのはなぜかということが1点と、もう一つは、その他29ページの国庫支出金…。

○議長（米村 洋君） 飯田健二、ちょっと座って。まず1つずつやろうか。

企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 今の国庫補助金につきましては、この交付金の目的

といいますのが、物価高騰対策のものになりますので、これにつきましては、5年度の事業といたしまして、低所得者の支援に対して、1世帯7万円とかの支給があったんですが、その分で対象者が最終的に確定した段階で、ここの部分で2,800万円ほど減額をしております。

そのほかに、税務で言っていました定額減税分ですね、こちらと、あと推奨事業といたしまして、農業振興課での燃油の高騰対策ですとか、そういったものに使ったものがありました。全て実績によって対象になった分、申請があった分につきましては、お支払いをしているという状況で、余った分に対して減額をしているということになります。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） もう1点です。

農林水産国庫補助金のところの、こちらと同じ理由でしょうか、経営承継発展等支援補助金っていうのがございますけども、こちら50万円、金額は少ないんですけども、こういったものを使う人がいなかったというところで、減額になってるのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） こちらの経営継承発展等支援事業補助金ですけども、12月議会のほうで提案させていただいたもので、こちらにつきましては、交付金が財源となっておりますけれども、国から委託を受けました、一般社団法人の全国農業会議が補助金事務を行うことから、今回雑入のほうで50万円計上させていただいております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

歳出、10款からやりましょうか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 歳出の関係で、32ページに、10款、5項、5目、18節、負担金補助及び交付金で先ほどちょっと言いましたが、乗り合いタクシーの負担金と中央バス対策補助金というのがあるんですが、地方バスが乗り合いタクシーに変わった路線、ちょっと言われましたが、その関係もあるのかどうか知りませんが、地方バスは毎年大体今の時期に確定して、負担金及び補助金ですか、交付金を出すわけですが、乗り合いタクシーの負担金も増えたのは、今年が初めてだというふうに思うんですが、その説明をしてください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 乗り合いタクシーの増額について説明させていただきます。

乗り合いタクシー、氷川町とあと八代市、定住自立圏構想という、ともに地域を発展させて振興させていこうというところで取り組んでいるものでございますが、そこで取り組んでいる地域公共交通路線の交通の確保と、一応確保というところでの路線に該当するところでございます。

ここを、文政線におきまして、距離にしますと約15.1キロ、氷川町で該当する部分が1.1キロという区間になります。

これにつきましては、算定の基礎となる期間というのが、令和5年の10月から令和6年の9月まで、この1年間を基礎とするものでございます。

その間、バスの運賃につきましては、180円均一で乗れるというものでございますが、この文政線におきましては、タクシー料金等の料金改定等があったために、この路線は増額になったというふうになっております。

この乗り合いタクシーになりますので、タクシー料金関係のほうに影響してきたというところで増額の原因というふうに認識しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） この乗り合いタクシーは、いろいろ町民の方も利用したというの、少しずつ聞くようになったんですね。

地域の人たちのいろんな、病院とか買物とかには大事だろうなと思うんですが、地方バスとの兼ね合いもあって、地方バスの補助金も出して、乗り合いタクシーも出してっていうのがあって、これは基準が全然違うわけですね。

補助金の基準というのが、別々の事業だから、だから、何が言いたいのかというのは、こういうのをもっと利用してもらったほうが、交通事故とかいろんな考えればいいわけですけども、何か基準があるあるんでしょうけど、それがよく分からないので、毎年毎年、補助金をただただ増やすだけってなるもんだから、運行する経費の全ての中で、それをその距離で割って路線の自治体の距離に応じて金が出るってなってるのか、経営だから利益も出るわけですので、足りない分だけを各関係の市町村に負担させるそういった基準をもっと分かりように説明していただければなと思ったんです。

ちなみに乗り合いタクシーは、ここ数年の金額だと思うんですね、当初予算で令和5年も5万円、6年も5万円だったと思うんですね。

例えば、地方バスの路線の場合は、これまで何回も聞いてきまして、走る路線が幾つかあって、そのうち氷川町を走る路線については、その年かかった経費の中から、距離に応じて負担金払いなさいよってきてるんでしょう。

この乗り得タクシーも同じなんじゃないですか。

去年は、当初予算は、確か5万円だったと思うんですね。

5年が5万円、6年も5万円でしょう、たしか、僕はそうだったと記憶してるんですが、これ6年度初めて6万8,000円、1万8,000円も増えますよってなったから、その1万8,000円がどうやって増えたのかなど。

その件は、計算方法があるんだったら、はい分かりましたって払っていいんだけど思うんですが、どうですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） それでは、営業キロ、そのバスが通る距離をございます。

そこを、氷川町分、八代市の距離でまず案分するという形になります。当然その中には、タクシー会社のほうも負担する場合がございますので、タクシー会社それと氷川町、八代市、それぞれが負担して、その負担する中で、今回で言えば、物価高騰それとタクシー料金等の値上げ分の部分を加味されて算出された金額が増減につながっているというふうになっております。説明は以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに、30ページから43ページまで質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 関連してからの話なんです、地方バス、この対策補助金の件でご質問いたします。

291万6,000円が増額補正されて、結果的には2,412万4,000円という支出額になるかと思いますが、八農分校線とかほか5路線あるわけなんです、この5路線での利用者数、氷川町内での利用者数、数字分かりますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） こちら該当するのが、5路線という表現になりますが、先ほど基準は令和5年10月から令和6年9月30日までのこの1年間、産交から頂きました資料によりますと、この関係路線の総利用者数が5万5,408人、そのうち、氷川町内で乗り降りされた方が1万406人という数字になっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 氷川町内での利用者数が1万400人ということなんですけども、これを、町のトータルでの補助額で割ると、大体2,400円1人当たりかかるということですね。

それで、バス賃を払うわけですから、これに上乗せしてば、大体1人当たり3,000円ぐらいがかかる経費ということになるわけなんですけども、バス会社のほうにちょっと注文つけたいって言ったらなんですけども、見る限りでは、あまりお客さん乗っとらっさんですもんね、ですから、そこは少し生活路線として、重要なところは考えるんですけども、会社自体としても少し考えてもらって経費を落とすような形で、考えてほしいなというふうに思います。

これだけ、氷川町でも2,412万4,000円かかりましたからお願いしますねってことで、補助金を分かりましたということで、支出するんじゃなくて、会社のほうとも、これは八代市との何か交通会議か何かあると思うんですけども、そういったのを基にして数とかもチェックされてからのことだと思うんですけども、会社への要望とかというの、ぜひお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 33ページ、10款、5項、13目、18節の負担金補助及び交付金で、テーマ型まちづくり補助金、地域おこし協力隊活動助成金、移住支援金というのは、今年の予算は未執行だというふうに思うんですけども、このできなかった理由をお願いします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） まず、テーマ型まちづくり補助金につきましては、各行政区、地区ごと、もしくは、隣の地区と連携して幾つかのテーマに基づいて事業をやりましょうということで、設けています補助金になります。

こちらにつきましては、今年度は、特に要望がなかったという状況になります。

それから、地域おこし協力隊の活動助成金につきましては、年度当初の移住定住に特化した地域おこし協力隊を今年度採用しようというところで募集してまいりましたが、町のホームページ、県の担当課等に協力を仰ぎながら募集をしたところなんですけども、採用まで至らなかったと、応募がなかったというふうな状況になります。

それから、移住支援金につきましては、関東東京圏から氷川町のほうに移住したいということで、移住して来られる、そこに基準がございまして、県の就業支援を通して、仕事につくとかそういった、少しハードルが高い基準もございまして、そういった方々が、令和5年度はお1人いらっしゃいましたけども、令和6年度はいらっしゃらなかったということになります。以上となります。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 35ページ、10款、5項、30目、12節委託料で、委託料の予算執行率は92パーセントです。

そのあとの職員給与システム通信機器整備の執行率は45パーセントということで、予算というのは、効果的に有効に使って、やって努力した結果、こういった幾つか取上げてますが、予算が不要になるということがあると思うんですが、ここの説明はなかったと思うので、ぜひお願いします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 委託料の執行額の残につきまして、35ページの人事給与と庁内グループウェア等の整備運用業務につきましては、当初を予定しておりました業務委託におきまして、不用となった内容がございましたので、その分は実施する際に不要ということで予算額から実施した委託業務から落とさせていただきました。その関係で残額が出てくるということになります。

それと同じく公共施設の通信整備業務委託料ですが、当初、こちらにつきましては、宮原福祉センターと氷川町の公民館、それと竜北福祉センター、こちらをWi-Fi環境を整備しようというところで、当初予算計上していたところですが、宮原福祉センターにおきましては、センターそのものの運営をどうするかというところの問題がございましたので、これについては実施せず保留したので、未実施で残額として残したところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 予算を計上して取り組むことが見込めないというのが分かった段階で、早い段階での減額をするべきじゃないかなというふうに思います。

続けてお尋ねします。

36ページ、10款、5項、30目、18節負担金補助及び交付金、ここに研修負担金がありますが、研修はされなかったんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） これにつきましては、当初予定しておりましたデジタル人材の育成に向けた研修に係る負担金ということで研修旅費にかかるというところでの負担金ですが、予定しておりました職員が、中途退職いたしましたので、その関係で急遽やむを得ず、研修に参加できなくなったために負担金を落としたというものでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、43ページから48ページまで、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、48ページから52ページまで、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、52ページから58ページまで、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

次に、58ページ質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、59ページから63ページまで、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番(西尾正剛君) 住宅建設費のところの氷川警察署の解体工事の補正の件です。これは、6,000万円ぐらいの予算に対して2,000万円ぐらい減額できたということで、これはかなりの落札の率だったと思うんですけども、これはどういった理由でこれだけ減額できたのか、主だった点の説明をお願いいたします。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長(白丸浩二君) 先ずもって、一般公募型というか条件付のプロポーザルを行いまして、その中で提案により、価格の提示があったということで、その中で、この金額になったということで、4,180万円ということになりました。以上です。

○議長(米村 洋君) ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 次に、63ページから66ページまで、質疑ありませんか。
吉川義雄君。

○4番(吉川義雄君) 66ページ、40款、5項、25目、18節、防災士育成事業の補助金ですけど、これは以前、総務課長に、防災士をもっと育成する必要があるんじゃないかというふうに議会で言ったこともあるんですが、今回、13万2,000円の執行で46万8,000円ほど不要になったということですが、当然PRもされて、一生懸命されたと思うんですが、執行になったのはどういうことでしょうか、また、これどう考えておられるかなあというふうに思うんですけど。

○議長(米村 洋君) 総務課長、増永光幸君。

○総務課長(増永光幸君) 現時点で防災士の方々が、一応町内で約8名多ければ10名まで伸びるというふうな状況になるのかなと思っております。

この件につきましては、前回の12月でも一般質問の中でも答弁させていただきましたが、吉川議員からは大事な事業でもあると、しっかりとやってくれというようなお声も頂いているところです。

最終的には10名程度になるような見込みでございしますが、継続して来年度も引き続き、防災士を育成していった地域のそういう活動に携わっていただければと考えております。以上です。

○議長(米村 洋君) 吉川義雄君。

○4番(吉川義雄君) 先ほどもちょっと言いましたが、消防団員の団員数も減っていくわけですし、そういう点では、地域にそういった専門的な知識を持った人は多くいるということは氷川町にとってもいいことだなというふうに思ってます。

前回、新年度はもっと増えるんじゃないかなという話もされました。

今回はそういうことだったと思うんですが、今答弁あったように、更に資格を取りたい取ってみようと、地域貢献したい人をぜひ掘り起こしていただくようお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に、66ページから76ページまで、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番(吉川義雄君) 45款、20項、25目、12節委託料のことでお伺いします。

清掃委託料が1万6,000円減額をしてありますが、この清掃委託は、施設の全体なのか部分的なものなのか、まずお聞かせください。

○議長（米村 洋君）生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君）生涯学習課よりお答えいたします。

竜北歴史資料館の清掃管理の委託料につきましては、室内の清掃の管理委託料ということになります。以上です。

○議長（米村 洋君）吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君）資料館全体の管理については、委託には入っていないんですか。なぜそこを言うかという、竜北資料館で池があります。

先日、藻が大量に発生しているから、見てほしいという連絡がありました。現地を見に行きました。確かに藻がたくさん生えています。いろいろ話聞いていましたら、天気がよくなったら、最後は臭くなるんですっていう話があったんですね。

だから、ここの池の清掃あるいは池の管理はどこがやってるんですか。

○議長（米村 洋君）生涯学習課長、荒平健二君

○生涯学習課長（荒平健二君）池の管理につきましては、現在シルバー人材センターのほうに、池の清掃のほうの委託を出しております。

あの藻につきましては、池の清掃が終わった後に、ああいうふうが増え始めたということになります。以上です。

○議長（米村 洋君）吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君）管理はされてると思ったんで、今回減額が出たもんだから、減額だったらその年にやってもらったらよかったなと思ってちょっと聞いたんですよ。

地域の人たちが、たまたまいっぱい集まっておられて、ポンプが故障した後、だからポンプは、これは補正予算を組んで修繕をしました。

ところが、地下水がどうも低下してて、水が出ないんだというお話がありましたが、これは分かりません私は、水は実際出たから。

しかし、いろいろ聞いたら、ここ数年藻が生えるという話でしたので、シルバーに出して清掃した後ならもうどうしようもありませんが、予算があれば、ぜひ今年度のこともあるので、減額するくらいなら使ったらいいなと思ったので、私は意見として言いました。

ぜひ、管理をしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君）ほかに質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君）ちょっと戻りまして、補正のほうではこれが最後になります。70ページをお願いいたします。

学校管理費の中学校組合の負担金なんですが、250万減額になってます。

ちょっと珍しいかなと思って、減額をされるケースが珍しいかなと思うんですが、この点説明をお願いいたします。

○議長（米村 洋君）これ学校教育課長なの、総務課長、どっちが答弁すんの。

2人一緒に答弁するのか。もう1回質疑して、もう1回、西尾議員、もう1回質疑して。分かりやすく質疑して。

○2番（西尾正剛君）70ページの負担金補助及び交付金のところです。

3項目ありまして、氷川町及び八代市中学校組合負担金が250万減額されております。

当初で負担金が八代市と氷川町で金額が確定して負担金出すわけなんです、この

250万減額となった理由をお尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 毎年度氷川中学校に負担金として一般会計で支出する分かと思います。

氷川中学校の決算状況において、氷川中学校でやった事業費の決算が出ております。その関係で支出負担金が決定的なところでの負担金の減額という形になります。

○議長（米村 洋君） 所管の課長、最終日にまた質疑いたしますから、よろしくお願いしときます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、77ページ以降、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、17号について、歳入歳出一括して、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第18号について、歳入歳出一括して、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第19号について、歳入歳出一括して、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第20号について、歳入歳出一括して、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

暫時5分間休憩いたします。

—————○—————

午後 2時58分

午後 3時05分

—————○—————

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長発議でちょっと聞いていただきたいと思います。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） ご異議なしと認め、これで散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

—————○—————

散会 午後 3時07分